

**岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

ぎふ長良川の鵜飼をはじめとする岐阜市の観光資源や、岐阜市の魅力を国内外にアピールする観光ポスターの企画デザイン業務を委託する事業者の選定を行います。

この実施要領は、本事業の委託事業者の選定について、プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託仕様書」参照
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和8年2月6日（金）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 予定価格 1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 条件

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

カ 市税等の滞納がない者。

キ 国、地方自治体、市町村観光協会等において、ポスター又はパンフレットの作成実績があること（参加表明書（様式1）に実績がわかる書類を添付すること。）。

(2) スケジュール

ア 募集期間

令和7年10月31日（金）～12月5日（金）

イ 質問受付

令和7年10月31日（金）～11月7日（金）

ウ 質問回答

令和7年11月14日（金）

エ 参加表明書の受付

令和7年10月31日（金）～12月5日（金）

※郵送の場合は、12月5日（金）17時必着

オ 企画提案書の受付

令和7年10月31日（金）～12月5日（金）

※郵送の場合は、12月5日（金）17時必着

カ 審査

令和7年12月中旬

キ 審査結果通知

契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知します。

ク 契約の締結

令和7年12月下旬

ケ 契約の終了日

令和8年2月6日（金）

※日程については、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の都合により変更する場合があります。

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。

ア 提出書類及び提出部数（1事業者につき、3提案まで）

① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・国、地方自治体、市町村観光協会等におけるポスター又はパンフレットの作成実績一覧及び代表作品例（1作品）を添付すること。

② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2）・・・・・・・・ 1部

③ 企画提案書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1提案ごとに作成

・B1サイズ（縦型、日本語版・英語版）とB3サイズ（横型・日本語版）のデザイン案を作成し、提出すること。

・B1サイズのデザイン案は、日本語版・英語版ともにB3サイズでパネル加工を行い添付すること。・・・・・・・・ 日本語版及び英語版各1部

・B1サイズ（縦型、日本語版・英語版）とB3サイズ（横型・日本語版）のデザイン案をA4サイズの用紙に印刷し、添付すること。・・・・ 各8部

・デザイン案のコンセプト等を記載した企画書（様式任意）をA4サイズで作成し、提出すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

・英語版は、日本語版と共通のデザインとすること（ただし、キャッチコピー等の英訳は、日本語の直訳でなくても可とする。）。

・企画書、デザイン案等については、評価の公平性を保つため、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含まないこと。

・ポスターのデザイン案に使用する全ての写真及びイラストについて、企画提案時点で当該写真及びイラストの利用許諾を企画提案者が得ているか否かに

ついて企画書内でそれぞれ明記すること。

- ・デザイン案に使用する写真は、B 1 サイズのポスターの使用に耐えうる画素数を有するものを使用すること。なお、「岐阜市写真貸出システム 岐阜市 digital archive」 (<http://www.gifucity-archive.jp/>) からダウンロードした写真を使用してもよい。その際、使用写真に『写真提供～岐阜市』とクレジット表示する必要はない。

- ④ 経費見積書（様式 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 提案につき 1 部
※協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

イ 提出場所・方法

アの提出書類を、「8 事務局」に直接持参、または郵送（12月5日（金）17時必着）にて提出ください。郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達の記録が残るものとしてください。

※土、日、祝日を除く。

※受付時間：9時～17時（正午～13時を除く。）

※経費見積書（様式 4）の見積額が予定価格を上回っている場合は、失格とします。

ウ 提出書類の取扱い

- ・採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・受付期間後は、協会の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは、認めません。
- ・企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ・提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しません。
- ・提出書類の内容について、別途確認することがあります。
- ・提出書類は、情報公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。このため、提出書類の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載してください。

(2) 質問受付・回答

ア 質問方法

質問書（様式 5）により、電子メールで提出してください。

その際の件名は、「岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託に関する質問」としてください。

イ 質問書の提出先メールアドレス

kanko@gifucvb.or.jp

ウ 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で協会ホームページに掲載します。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

エ 質問の回答予定日

令和7年11月14日（金）

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 協会が設置する岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査委員会の各委員が評価基準に基づき評価します。

イ 採点は、評価項目ごとの評価点に換算値を乗じて行い、価格点を含めた合計点数を決定します（企画提案ごとに評価します。）。

なお、同一提案者から複数の提案があった場合は、合計点数が最も高い提案によりその提案者を評価します。

ウ イの合計点数の高い順に順位付けし、協議の上、総合順位を決定します。

なお、同点の場合は、審査委員の1位票をより多く獲得した提案者を優位とします。1位票が同数の場合には、その中から2位票をより多く獲得した提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票をより多く獲得した提案者を優位とします。

エ ウで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定します。

(2) 審査委員会の開催日程

審査委員会は、令和7年12月中旬の開催を予定しています。

(3) 審査委員会の運営

ア 審査委員会は、審査委員5名により組織されます。

イ 審査委員会は、非公開で行います。

(4) 評価基準

ア 「理解度」、「注目度」及び「表現力」の評価点は、次のとおり5段階評価とし、それらの評点を合計して採点します。

とても優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
あまり評価しない	2点
評価できない	0点

イ 評価項目に係る配点構成は、次のとおりとします。

評価項目	評価細項目	評価点	換算値	配 点
理解度	デザインテーマ及び内容の理解度	5	× 3. 0	1 5
注目度	企画提案にインパクトはあるか。	5	× 5. 0	2 5
	イメージ・知名度アップにつながる企画提案か。	5	× 4. 0	2 0
表現力	企画提案に新鮮さと工夫があるか。	5	× 2. 0	1 0
	魅力的なキャッチコピーと素材でデザインテーマ及び内容を表現する企画提案か。	5	× 4. 0	2 0
価格点	価格点算出式により、見積金額から算定する。 価格点＝1 0－{（見積金額／予定価格）×1 0} ※小数点第2位を四捨五入			1 0
合計点 1 0 0 点				

ウ 「基準点」は、（審査委員数×100点）の60%以上とします。

(5) 提案者が1者の場合等の取扱い

ア 提案者が1者のみの場合も審査を行います。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とします。

イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施します。

(6) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに提案者宛て電子メールにて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

イ 審査結果は、協会ホームページで公表します。なお、審査結果において、契約候補者については提案者名と合計点数を明らかにし、他の提案者については匿名で合計点数を公表します。

ウ 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 本実施要領または関係法令に違反すると認められた場合
- オ その他、担当者が指示した事項に違反した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律等に基づいて保護される第三者の権利の行使の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた損害に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

また、契約の締結後は、受託者から提出された企画提案内容（デザイン案を含む。）に係る権利は協会に帰属するものとし、その内容に関する協会の事業に対して、異議を申し立てること等はできません。

(3) 辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する費用等は、参加者の負担とします。

7 契約の事務手続等

契約候補者選定後に、協会と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、プロポーザルで提示した価格の範囲内における見積書を徴取した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の定めるところに準じた契約を締結する予定です。

仕様書等の詳細は、契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となりますが、協会と契約候補者との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点契約候補者と協議することとし、それ以降も同様とします。

これらの手続を経た上で契約を締結し、以後、受託者として業務に従事していただきます。

8 事務局

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番地の5 協和興業ビル6階

公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会

担当：西尾

TEL：058-266-5588

FAX：058-266-5995

メールアドレス：kanko@gifucvb.or.jp